

公明党 離島振興ビジョン 2011

平成 23 年 12 月 15 日

公 明 党
代 表 山口那津男
離島振興対策本部長 遠山 清彦
同 本 部 事務局長 山本 博司

はじめに

離島は、本土と比較して社会生活の基盤整備の遅れや、経済活動上の不利な条件があるところから、これまで、基盤整備の推進や産業立地の促進、交通手段の確保など様々な振興策が図られてきた。しかし、近年、人口減少や高齢化が、本土の条件不利地域と比べても急速に進み、定住条件の維持に不安が持たれている。

加えて、近年、我が国周辺の海域管理の重要性が認識され、また、海洋の資源・エネルギーへの期待も高まる中で、離島の持つ国家的な役割も大変高まっている。

現在施行されている離島振興法は 2012 年度末に期限切れをむかえるが、前述したようなまさに国益に直結する課題が多く指摘されていることから、離島振興に対する国の責任の明確化や離島定住の促進など、中長期的な視点にたった離島振興法の抜本改正が求められている。

公明党 離島振興対策本部としては離島各地における現地調査に基づき、これまで 13 回にわたり党内論議を行い、公明党としての改正骨子案をまとめた。また、昨年提言した「公明党 離島振興ビジョン 2010」も踏まえ、今後の離島対策に必要な諸施策もあわせ、「公明党 離島振興ビジョン 2011」としてまとめるに至った。当ビジョンをもとに、離島振興法の抜本改正および必要な予算の確保を望むものである。

以下、ビジョンの内容を示す。

離島振興法改正骨子案

■法律の期間

- ・10年間延長する。

■法律の対象地域

- ・離島振興対策実施地域の指定および指定解除にあたっては、現行法による基準を原則とする。

■改正事項

1. 国の責任（あるいは責務）の明確化（第1条関連）

- ・離島の果たすべき役割として、国家的役割（領域や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等）、国民的役割（海岸等の自然のふれあいを通じた癒しの空間の提供等）に鑑み、第1条を改正し、国の責任（あるいは責務）の明確化を図る。

【改正案】この法律は、（中略）国の責任（責務）において、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、（後略）

2. 離島定住の促進（第1条関連）

- ・我が国の安全保障及び、離島住民の生存権（憲法25条で保障されている健康で文化的な最低限の生活を営む権利）を尊重する観点から、第1条を改正し、「離島定住の促進」を明記する。

【改正案】（前略）離島の自立的発展を促進し、及び離島における現在及び将来の世代の島民の定住に資するとともに、（後略）

3. 離島振興統括部局の設置（第2条関連）

- ・省庁横断的に離島振興施策を所管する部局を内閣府に置く。
- ・離島振興統括部局が設置された場合には、離島振興担当大臣を設ける。

4. 所管大臣の追加（第2条関連）

- ・前項の次善策として、現行の所管3大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）に、「厚生労働大臣」と「文部科学大臣」を加える。そのために、第2条、第3条、以降の所管大臣表記を全て改正する。

※現行法では、上記3大臣のみが、国土審議会の意見を聴取し、離島振興基本方針を定めている。

※新たな2大臣を追加することで、厚生労働および文部科学の分野における離島振興策の強化を図ることが可能となる。

5. 介護サービスの充実、女性・子どもへの支援（第3条関連）

- ・第3条2項の「離島振興基本方針」の項目に、「介護サービスの充実等」「女性・子供への支援」を明記する。介護サービスについては、第4条2項、第11条への明記も検討する。

6. 離島特区制度の創設（第19条関連）

- ・離島が果たす国家的機能の重要性と離島が直面する過疎化・超高齢化等の諸問題の解決を念頭に、各種規制緩和、税制・金融制度の特例措置を認め、離島の自立的発展を支援する。
- ・第3条2項の列举事項に「離島振興特別区域（離島特区）制度」を加えるとともに、現行法の第19条付近に、離島特区制度の条項を新設する。
- ・現行の特区制度における特例措置の一部を離島振興法に反映させる。
 - ※現行の特区制度：構造改革特別区域法、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法案
 - ※主な特例措置：酒税法の特例、補助金等適正化法の特例など

7. 実効的な離島振興計画の策定の強化（第4条関連）

- ・実効的な「市町村離島振興計画」の策定を強化するために、必要な施策（以下(1)～(4)）を講じるとともに、関係都道府県による計画策定に関する努力規定を維持する。
 - (1) 計画策定段階での地域住民の参画
 - (2) 地域住民の意見の重視
 - (3) 島ごと、分野ごとの計画策定の推進
 - (4) 県境を越えた市町村による共同計画策定の推進

8. 離島振興にかかる事業の補助率の嵩上げ（第7条関連）

- ・離島における土地改良事業、道路整備事業や学校施設の整備等の13事業の補助率の嵩上げを明記する。
- ・新たな補助事業として、次の4事業を追加する。
 - (1) ICTの利用機会の格差是正
 - (2) 水産業研究施設整備
 - (3) 海岸漂流・漂着物対策
 - (4) 鳥獣・野生動物の除去事業

9. 離島一括交付金の創設（第8条、9条関連）

- ・離島自主戦略交付金（仮称、従来の公共事業予算）として一括計上し、補助率を沖縄並に嵩上げする。
- ・離島定住促進交付金（仮称、ソフト事業を対象）の創設を明記する。離島航路、航空路運賃割引、生活必需品物資運賃補助、島外進学者への通

学費・寄宿舎補助、本土への通院・通所費補助、環境保全対策、防災対策等、離島ならではの事業が対象。

10. 離島自治体の行財政基盤強化（財政・税制措置）（第8条、9条関連）

- ・ 離島の特殊事情を反映した地方交付税の算定（算定基準の見直し）など、地方財政措置を拡充する。
（例）地方交付税算定に海域面積を加える。湖沼を抱える自治体の場合湖沼面積が含まれて算定されている。
- ・ 産業の振興を図るための税制優遇・減収補てん措置の拡充等を図る。

11. 離島振興にかかる新たな恒久財源の確保

- ・ 離島振興施策の推進を図るために、たばこ税など新たな恒久財源の確保を検討する。

12. 医療サービスの拡充（第10条関連）

- ・ やむを得ず島外の医療・福祉・介護サービス等を受ける場合の本人・介添人への負担軽減措置を図る。
- ・ 医師・看護師の確保（ドクターバンク事業、医師登録制度）。
- ・ 産婦人科医不在離島の妊婦支援（鹿児島県喜界町の取組みの全国展開）。

13. 介護など福祉サービスの拡充（第11条関連）

- ・ 離島の介護サービス基盤の整備（特別な財政支援が必要）。
- ・ 本土とのサービス格差是正（福祉分野での行政支援）。
- ・ 介護従事者の確保。

14. 離島高校生への修学支援（第15条関連）

- ・ 離島定住の促進（第1条関連）を図るために**第15条を改正**し、高校未設置の離島から進学する高校生の修学支援等の法的根拠を明確化する。
- ・ 離島に設置された高等学校に対する支援、または当該高等学校に通う生徒に対する修学支援の充実を図るために必要な法改正を行う。

【改正案】 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、高等学校を含む学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、（後略）

- ・ 離島高校生への修学支援に関する根拠規定として、離島振興法の教育に関する規定（第15条）に**第2項を新設**する。

【改正案】 国は、離島振興対策実施地域として指定されている離島であ
（新設） ってその区域内に高等学校が設置されていないものの区域内に所在する中学校を卒業し、当該離島の区域外に所在する

高等学校に進学した生徒に係る通学、居住等に要する費用の一部を保護者に対して補助している都道府県及び市町村に対し、政令で定めるところにより、補助するものとする。

離島振興重点施策・予算措置要望事項

1. 『離島振興 成功事例』の共有事業の創設（成功事例集約サイトの立ち上げ等）

- ・「島おこし」の成功事例に関する集約サイトの立ち上げなど、情報の共有化による各離島振興の強化

（例）

- ▶観光振興：沖縄、石垣島等
 - ▶定住促進（I・Uターン）：海士町、西ノ島
 - ▶島留学：海士町
 - ▶介護：笠岡諸島
 - ▶農業再生：佐渡（朱鷺米）
 - ▶芸術祭：瀬戸内海（直島等）
- ・観光庁と連携し、「観光で島おこしフォーラム」（仮称）運動の推進

2. 離島交通網の整備強化（第12条 交通確保）

- ・航路運賃の大幅引き下げ（本土交通機関並み）等交通条件の改善
- ・離島航路の維持、整備強化支援（長崎県方式）の普及促進
- ・離島航空路の整備強化
- ・特定離島線航空機にかかる航空機燃料税率軽減措置の改善と恒久化
- ・離島航路就航船舶にかかる固定資産税の非課税
※現行は課税標準5年間6分の1、その後5年間3分の1に軽減
- ・離島航空路就航機にかかる固定資産税の非課税
※現行は、最大離陸重量70トン未満について3年度分3分の1、その後3年度分3分の2に軽減。20トン以下については、3年度分4分の1、その後3年度分2分の1に軽減
- ・離島内の交通確保策強化（コミュニティ交通支援）

3. 定住環境整備

- ・国による基礎的ライフライン（医療福祉、教育環境等）の継続的整備
- ・揮発油税の免除等、税制面の優遇措置
- ・生活物資等の輸送にかかる海上運賃の低減（人流・物流コストの軽減措置の強化）
- ・住宅確保策、漂着ゴミ対策

4. 離島医療の改善・充実（第10条 医療）

- ・医師・看護師の確保（ドクターバンク事業、医師登録制度）
- ・産婦人科医不在離島の妊婦支援（鹿児島県喜界町の取組みの全国展開）

- ・ 救急医療・小型離島対策（主要離島のドクターヘリ配備・要請の簡素化、患者輸送車・輸送艇とヘリポート整備、飛行艇の検討）
- ・ 遠隔医療情報システムの積極導入支援
- ・ 島外医療費受診時の運賃補助等の本人や介添人支援
- ・ 医療施設充実（診療所・機材の更新など）

5. 高齢者福祉と介護（第 11 条 高齢者の福祉の増進）

- ・ 介護従事者の確保
- ・ 離島の介護サービス基盤の整備（特別な財政支援）
- ・ 訪問介護の充実
- ・ 小規模多機能居宅介護サービスに必要な環境整備（大臣告示の対象地域に離島を含める等）
- ・ 本土とのサービス格差是正（福祉分野での行政支援）
- ・ 島外での介護保険サービスのための運賃補助（本人や介添人支援）
- ・ 本土から来る介護従事者への運賃補助等
- ・ 介護保険制度の改善強化（介護報酬単価の嵩上げ措置）
- ・ サービス提供者の開設支援
- ・ 離島住民への年金・介護相談事業の強化（ICT活用、社労士、ケアマネ等の派遣経費助成）

6. 教育の確保・文化の継承（第 15 条 教育の充実、第 16 条 地域文化振興）

- ・ 学校の維持・存続、教員の確保
- ・ 島外の通学者及び保護者の負担軽減（通学費補助等の財政負担補助率 2 分の 1 で毎月 2 万円、年額 24 万円を目指す（対象 2400 人）
- ・ 「こども農山漁村交流プロジェクト対策事業」を拡充し、学校教育における都市と離島の更なる交流強化
- ・ 離島留学支援
- ・ 離島文化継承・発展
- ・ 自然とのふれあい、健康・癒し、学習等の場としての特性を発揮するための施策支援
- ・ 通信制学校で学ぶ生徒の支援等を図るため、ICTを活用した教育環境の整備

7. 生活環境の整備

- ・ 地域の実情にあった下水道等の整備（汚染処理対策として省エネ型浄化槽の推進を図る）
- ・ 廃棄物、自動車、家電リサイクルにおける海上輸送費の負担軽減

- ・漂流・漂着物対策（ゴミの搬出経費支援等）の強化を図るために、国が処理経費の2分の1を負担する「グリーンニューディール基金」の積み増し・延長

8. 情報インフラの確保（第13条 高度情報通信ネットワーク等の充実）

- ・高速大容量通信に対応するため、光ファイバー等の高速インフラ整備（遠隔医療等に活用）
- ・離島の難視聴地域支援のための予算確保（地デジ、携帯電話等）
- ・ICTの利用機会の格差是正を図るために、国庫補助2分の1の堅持

9. 輸送費対策

- ・農産物・水産物の輸送コストの低減を図るための新たな助成制度の検討
- ・離島ガソリン流通コスト支援事業の継続・拡充

10. 観光・交流（第17条 地域間交流の促進）

- ・自然体験・交流体験の実施
- ・観光客向け施設の整備
- ・情報発信への支援
- ・滞在型観光が可能な「観光圏」整備事業予算の拡充（瀬戸内しまなみ海道地域観光圏、淡路島・佐渡観光圏など）

11. 産業の振興・雇用創出（第16条 農林水産業振興）

- ・定住促進のための産業振興
 - (1) 農業の振興
 - ▶土地改良事業の実施要件見直し
 - ▶農産物等の輸送費にかかる補助
 - ▶鳥獣被害・野生動物駆除（国による2分の1補助）の推進
 - (2) 水産業の振興
 - ▶水産業研究施設の整備（国による補助）
 - ▶強い水産業づくり交付金の活用（密漁等の監視施設の設置・運営経費補助）
 - ▶漁船にかかる固定資産税の減免に対する地方交付税措置の創設（釧路市等で実施）
 - (3) 中小企業振興、民生施設整備、地域振興など
 - ▶島資源の保全および離島地域の経済活性化を図るために、「しま特選」の実施など、地域の実情に応じた振興策の充実
 - ▶海中・海底資源の確保・開発の拠点整備（海洋深層水、天然ガス、メタンハイドレート、レアアースなど）

12. 自然エネルギーの活用

- ・ 海洋エネルギーを含むクリーンエネルギー（太陽光、熱、地熱、バイオマス、潮力発電等）の導入・推進支援

13. 自然災害への対応（国土保全施設等の整備）

- ・ 土砂災害危険個所に対するハード整備率（13%）の改善
- ・ 防災・減災対策の強化を図るために、防災機能強化に資するシステム構築など、ソフト面に対する支援の充実
- ・ 自然災害に脆弱な離島への常時観測体制の強化及び緊急避難体制の整備